

匝瑳市行政不服審査会

匠瑳市行政不服審査制度の概要等について

1 行政不服審査制度の概要

行政不服審査制度は、行政庁の違法又は不当な行政処分によって侵害された住民の権利利益を救済するとともに、行政が自らの処分を見直すことを通じて行政の適正な運営を確保することを目的とした制度です。

2 審査請求をすることができる人

- (1) 市長等の処分に対して、不服がある人
- (2) 法令に基づき市長等に対して申請をしたが、当該申請から相当の期間が経過しても、市長等から何らの処分がなされない人

3 審査請求をすることができる期間

処分についての審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行うことができます。

ただし、処分があった日の翌日から起算して1年が経過したときは、審査請求をすることができなくなります（正当な理由があるときは、審査請求をすることができます。）。

4 審査請求の方法

審査請求は、法律に口頭でできる旨の定めがある場合を除き、必要な事項を記載した審査請求書を提出する必要があります。

(1) 処分についての審査請求の記載事項

- ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- イ 審査請求に係る処分の内容
- ウ 審査請求に係る処分があったことを知った日
- エ 審査請求の趣旨及び理由
- オ 処分庁の教示の有無及びその内容
- カ 審査請求の年月日

(2) 不作為についての審査請求の記載事項

- ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- イ 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
- ウ 審査請求の年月日

5 審査請求の流れ

